

金融 ADR あっせん(仲裁)申立書

弁護士会仲裁（紛争解決）センター 御中

【第一東京弁護士会でのADRを希望】 ※特定の弁護士会でのADRの実施を希望する場合には記載して下さい（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会又はそれ以外の弁護士会）

申立人	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇号室	
	氏名	会社名・代表者名) TEL 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 佐藤太郎 (印)	
申立人代理人	住所	〒	
	氏名	TEL () 印	
相手方	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇〇丁目〇〇番〇〇号	
	氏名	(会社名・代表者名) TEL 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 一弁信用組合（丸の内支店） 理事長 一弁 花子	
相手方	住所	〒	
	氏名	(会社名・代表者名) TEL ()	

申立の趣旨（申立人が相手方に対し求める結論）

- ① 相手方は申立人に対し、金500万円を支払う。
- 2 相手方は申立人に対し、相当な金員を支払う。
- 3 相手方は申立人に対し、_____する。
- とのあっせんを求めます。

※上記から選択して番号に○印を付し、必要に応じて空欄を補充してください。

申立の理由(申立人が相手方に対し主張する申立の根拠)

- 1 本件は、
- (1) 預貯金、株式、投資信託、先物オプション、債券、暗号資産、その他（ ）の
- (2) 勧誘、売買取引、事務処理、その他（ ）に関する紛争です。

※上記(1)及び(2)の各該当項目を選択して○印を付し、必要に応じて空欄を補充してください。

- 2 上記に関し、申立人の主張する具体的事実は次のとおりです。

※本欄に記入しきれない場合は、別紙（書式自由）を添付してください。

私の父（昭和8年生まれ）は、昭和50年ころ、相手方の丸の内支店に普通預金口座を開
設し、以後、口座を利用していました。

父は、平成30年（当時85歳）に高齢者施設に入所し、令和3年末（当時88歳）に亡
くなりました。母は平成29年に亡くなっており、父の相続人は、長男である私と次男であ
るZの2名です。

令和4年2月、私は、父の口座の解約と預金残高の返金について相談するため、相手方の
丸の内支店を訪問したところ、相手方担当者のA氏から、令和2年7月、Zが、父の代理人
として、当該口座の預金残高約1000万円を全て引き出したと告げられました。A氏によ
ると、Zは、預金通帳、届出印、父の委任状を相手方に持参し、父の介護費用に充てるため
と説明して、預金を引き出したようです。その際、相手方職員が、父の携帯電話に架電をし
て、父から預金の引き出しについて了承を得たということでした。

私が、Zに、引き出した1000万円の使い途について問い質したところ、Z自らの借金
の返済に全て充てたことを認めました。父は、預金通帳や印鑑を自室内の引き出しに入れて
おり、Zに騙されて、通帳や印鑑を交付してしまったものです。

令和2年7月、当時87歳であった父は、物忘れがひどく、私との会話すらままならず、
適切な財産管理ができる状態ではありませんでした。相手方職員は、電話による父の意思確
認を慎重に行えば、父が正確な意思疎通をすることが困難であることに気づいたはずで
す。また、相手方職員は、Zの説明を鵜呑みにせず、長男である私にも父の状況を確認するべき
でした。すなわち、相手方職員は、適切な確認を怠り、Zに父の預金全額を交付してしま
いました。その結果、私は、本来得られるはずであった相続財産を失うことになりました。

よって、私は、相手方に対し、相手方がZに交付した1000万円のうち、私の相続分
である500万円を支払うことを請求します。

(立証方法)	
1	預金通帳
2	メモ（令和2年7月当時の父の状況、私と相手方担当者A氏やZとのやり取りをまとめたもの）
3	
※申立の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、その写しを添付します。	
(添付書類)	
1	申立書写し 4通
2	証拠書類写し 各5通
3	通
※当事者が法人であるときは、その代表者の資格証明書を添付します。	

2021.4.16(v4)